

第八回国会 通商産業委員會議録 第十九号

昭和二十五年十一月十六日(木曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 今澄 勇君

江田斗米吉君 澁谷雄太郎君

高木吉之助君 永井 要造君

高橋清治郎君 加藤 鐵造君

風早八十二君 田代 文久君

出席國務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君

委員外の出席者

通商産業政務次官 首藤 新八君

資源庁次長 岡田 秀雄君

通商産業事務官(資源庁) 中島 征帆君

炭政局長 久次君

通商産業事務官(資源庁) 徳永 久次君

通商産業事務官(資源庁) 讃岐 喜八君

通商産業事務官(資源庁) 小野儀七郎君

通商産業事務官(資源庁) 小泉 進君

通商産業事務官(資源庁) 荒木 忍君

通商産業事務官(資源庁) 谷崎 明君

通商産業事務官(資源庁) 大石 主計君

通商産業事務官(資源庁) 越田 清七君

通商産業事務官(資源庁) 荒木 忍君

通商産業事務官(資源庁) 谷崎 明君

通商産業事務官(資源庁) 大石 主計君

通商産業事務官(資源庁) 越田 清七君

通商産業事務官(資源庁) 荒木 忍君

通商産業事務官(資源庁) 谷崎 明君

通商産業事務官(資源庁) 大石 主計君

通商産業事務官(資源庁) 越田 清七君

通商産業事務官(資源庁) 荒木 忍君

通商産業事務官(資源庁) 谷崎 明君

通商産業事務官(資源庁) 大石 主計君

通商産業事務官(資源庁) 越田 清七君

通商産業事務官(資源庁) 荒木 忍君

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

鉱業法案(内閣提出第一九号)

採石法案(内閣提出第二〇号)

若沖炭鉱災害に関する件

○小金委員長 これより通商産業委員

会を開会いたします。

鉱業法案及び採石法案を議題といた

します。前回の委員会に引續いて質疑

を続行いたします。

なおその前に多武良哲三君より鉱山

保安問題について発言を求められまし

た。その内容は先般発生した山口県

若沖炭鉱の災害についての発言でござ

います。これを許すに御異議ございま

せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議がござせんか

ら、これを許します。多武良哲三君。

○多武良委員 若沖炭鉱の災害につ

きまして緊急に御質問をいたします。

客月三十日の晝過ぎに宇部炭田若沖

炭鉱におきまして、突如坑内出水のた

め従業員三十二名が水没殉職したとの

ことでありますが、この変災に關しま

ずその実情並びにその原因について政

府当局の御説をお願いいたします。

○小野説明員 ただいまの多武良委員

からの御質問に對しましてお答えいた

します。

ちようど昨年春鉱山保安法が制定に

相なりまして、夏から全面実施に移つ

たわけですが、ちようど昨年の

秋時分から、従来終戦後急激に多くな

つて参りました災害が相当減少の傾向

になつて参つておりました、ひそかに

喜んでおつたのでございますが、ただ

いま御質問にございまして、たゞ、実

は鉱山保安法施行以来の大きな災害を

でかしまして、当局といたしまして

は、世間をお騒がせいたしました点、

多い犠牲を出しました点、陳謝いたし

たいと存じます。ただいまもございま

した通り、また新聞紙上等で災害の概

況を、ほぼ御承知のことでございます

が、予期せざる坑内出水を突発いたし

まして、しかも従来海水の流出等によ

ります前兆等もほとんどなく、突然

に水が出まして、しかもわめて猛烈

な噴出でございまして、たちまち坑内

が水びたしになりました、三十二名と

いう尊い犠牲を見ることになつたので

あります。これらの直接の原因といた

しましては、従来鉱業権者にもまた役

所側にも予期されなかつたところの古

洞につきあたつたのではないかと、い

うように推測されるのでございまして、

それらの点につきまして、ちようど災

害直後私どもの方の技術課長が現場に

急行いたしました、多少事情を調べて

参つております。また図面等も用意し

ておりますので、担当の石炭課長から

なお現場の実情を御説明した方が適当

かと思ひますので、さうなるとりほか

らいたいと存じます。

○小金委員長 ちようどお語りいたし

ますが、石炭課長を説明員として、発言

をさせることに御異議ございませ

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小金委員長 それでは鉱山保安局石

炭課長。

○石炭課長 若沖炭鉱災害の概況及

びその原因について御説明申し上げます。

若沖炭鉱と申しますのは、匿名組

の会社であります。資本金二千万

円になつております。頭取は藤原善七

郎という人でありまして、ここに図面

を掲げておりますが、この図面の下の

方にありますこの線であります。ここ

は旧新沖ノ山炭鉱といふところの採掘

跡であります。その旧新沖ノ山炭鉱

から分譲されて、昭和十六年にこ

の上の地区の赤いしるしであります

が、この赤いしるしのまん中を掘つて

おりますのが若沖炭鉱であります。昭

和十六年の一月から若沖炭鉱が始ま

つたわけでありまして。

災害の状況でございますが、災害前

には、この炭鉱は月産二千トン、職員

を含めまして、百六十四名ありまし

た。そのうち坑内夫は百名でありまし

た。掘つております石炭は、この地区

は一重石層といふ石炭と七甲層と二つ

あります。現在は一重石だけ掘つて

おります。若沖炭鉱はここに斜坑があ

りまして、ここに堅坑がありまして、

この二つは地表に続いておりますので

あります。多少申し上げますと、これ

からこちらの方が海であり、こちらが

陸であります。堤防がここにありま

す。ここに防波堤が出ております。こ

の中は防波堤が出ておまして、こち

らは海であります。この線が防波堤

であります。向うにこう続いております。

こちからまた防波堤が出てしまし

て、ここに燈台が二つあります。ここ

は小野田の港であります。ここに船が

入つて来ます。港であります。港の中

を掘つて、こゝろ形になりまし

た。斜坑が入りまして、百五十三尺

の堅坑があります。両方が下の方で

一緒になつておまして、これからほ

んど類似の坑道がこちらに参つてお

ります。なおこれから坑道がこちらに

入つております。現在掘つております

のはこの地区であつたわけでありま

す。この斜坑の口からこの一番先まで

五百十五間になつております。災害の

ありましたのは五百十五間先のこの箇

所であります。この点線のところは掘

つてないところで、この黄色いのが掘

つた跡であります。そういう箇所で、

お話がありました十月三十日の午後十

二時四十五分—零時四十五分に出水

があつたわけでありまして。

そのときの状況であります。坑内

には六十七人の人間が入つておまし

た。そのうち、その分布状況と申しま

すのは、この上の方と、この近所、こ

の上の方といふのは、この坑道の

周辺であります。それからこの近所

と、ここに二人入つておりました。こ

の二人の人間が、朝七時にこの坑内

に入つて参りまして、この箇所が石炭

と、普通の石炭といふ岩石とを合

計四貫匁りまして、晝飯にしました。

晝飯にしたあと、この箇所を探索を始

めようとしたわけでありまして。この箇

所は坑道の大きさが、高さ四尺、幅四

尺の小さな坑道であります。その上の方に一尺五寸の石炭があります。その一尺五寸の石炭にコール・ピックという圧搾空気で掘ります機械、つるはしをつつ込んだときに、水がどつと出て来た。出て来たのと同時に、本人たちのカンテラが消えまして、まっ暗になったのでありますが、出水の水に流され、あるいは自分でこちらにはい出して参りまして、この坑道に行きますと、電氣がついておりますので、ここは明るくなっております。これから逃げ出して参りまして、この近所に坑内の詰所という事務所があります。係員にそのことを知らせまして、本人たちは逃げ出して来た。係員はたちちに現場におる者に知らせるために、急遽こちらに帰つて参りました。この近所に来ましたときには、非常な水がやつて来まして、ほとんど坑道の天井まで水がつかえておりましたので、それ以上は進めない。こういう状況で引上げて参つたわけがあります。そういうことでここに残つておりましたこの箇所の三十二人は、急に水が出たことを知らせるひまがなくて、そのままになつた。こういう状況であります。あとでいろいろ計算いたしてみますと、このとき出ました水の量でありますが、出水當時は、毎分四千立方メートル程度であつた。こういうふうに推定されます。出ました水は、この水が出ましたときから二十二時間ばかりたちまして、ここは縦坑であります、堅坑の、坑底に水がやつて来たわけであり、途中にポンプ小屋がこういうふうにあります。ポンプは当然動かしてはおりましたけれども、ポンプの能力ではとても水を吐くことはできなかつ

た。ポンプの能力は合計一分間百立方ぐらいしかありません。四千立方も出て来た水にはたえ切れなかつた。こういうことで、ポンプは水の中につけたままになつて引上げて来たような状況になつております。災害の状況はそういうことでありますが、係員及び逃げて来ました者たちに私会いまして、いろ／＼話を聞いてみたわけでありま
す。ここに保安監理者という保安監理の最高責任者がおりますが、保安監理者はこの災害前二十七日にこの現場を見ておるのでありますして、異常を認めておりません。直接責任係員は当日ここに午前九時ころは巡回して参つております。巡回した状況は、異常はなかつた、こういうふうに申しております。そのことは現場から逃げて来ましたが坑夫に係員が何を言つたかということとを質問いたしましたところ、あと十間ぐらいいで——赤い線がここに出ておりますが、これは保護炭層であります。この堤防を保護するために掘つてはいけないという地域であります。この掘つてはいけない地域へあと十間くらいいで到達するのだ、あと十間くらいいで到達するのだ、こういう話で何ら保安上の異常はなかつた、こういうふうなふうに申しております。なお現場から逃げ出しました坑夫に現場の状況を聞いてみたわけであります。先ほど申しましたように、現場においては炭層が一尺五寸ぐらいいであります。それが少し固くなつておつた。それ以外に水がよけいに出ておつた、あるいは距離盤が悪くなつておつた、そういう状況は認められなかつた。水の出方もほとんどかわりはなかつた。こういうことでわれ／＼も全然注意していなか

つた、こういうことを申ししております。なおこれは役所関係であります。監督官は二十七日の午後にごこへ参つております。本人も異常なかつたということ、別に応急措置も何もしておりません。そういう状況であります。

原因を考えてみますと、この水の出方が初めは四千五万メートルぐらいでありましたが、急にこつちへやつて参りまして、この近所まで来ましたときに水の進み方が非常に少くなつて来た、こういうことが記録に残つております。それでほんとうを言いますと、水が出ますとこの旧坑に入つて来ますから、こういう旧坑に水が入ることは遅くて、一本坑のところは早くなつて来るわけであります。逆な現象であるということ、初め急に水が出まして、あとは出なかつたという状況であります。それから第二の点といたしましては、水の出方から申しますと、実はこの旧探掘場、新沖ノ山炭鉱を掘りましたときに、この掘り方はここに堅坑をおろしまして、これから斜坑を置きまして、ここに來ております。この旧坑とこの堅坑は続いているわけがあります。この旧坑の水位が、この災害があつたときに六十尺ばかり急に下つた、こういう現象が出て來ております。第三点といたしましては、この水がここに押し寄せて來ましたときに、係員がポンプの処置をしたりして歸つて來ましたが、古洞と私は申しますのが、非常に炭酸ガスのおいしがした、こういうことを申しております。なお鉱業権者の藤原という人は、災害があつたというのですぐにこの事務所のそばの港から船を出しまして、この探掘

場所の近所の海上を航して、調査したわけでありました。もし海底が陥没して海水が坑内に入つた、こういう場合は宇部の実例といたしまして坑内から気泡がぶく／＼と浮んで来たり、あるいはうず巻いて来るわけがあります。そういうのを遂に見出すことができます。そういうものを、な状況から判断いたしましたして、鉱業権者もわれ／＼監督官庁の方も、これは海水が坑内に入つたのではない、こういう結論を出しました。そういうことです、この近所にあります水は、この旧坑の水であります。この緑色で示されております、この炭層との炭層は同じであります、続いておるわけであります。この防波堤を保護するために、この赤い線をこれだけ掘つてはいけないというところがあるのであります。これとこれが連続しておらぬとしますれば、この水はここには来ないはずであります。何かの間違ひでここに連絡しておつた、こういうふうに判定する以外にはなかつたのであります。そういう判定をいたしましたして海水の調査に出ておかつたわけであります。ここに出ています水も、海水よりも塩分が少ないのであります。それからなおこの水がだん／＼ふえて参りました、この堅坑が百五十三フットありますが、この堅坑の水がふえて参つて、その最後にとまりました水とこの海水の高さを比較いたしますと、こちらがうんと低くなつております。そういう観点から海水の浸入ではない、こういうふうに考えたのであります。

なお現在における排水の状況でありますから、この坑内に入りまして水とを合

トルの水が一応考えられる。それを揚げてしまわなければどこまで行くことはできない、そういう観点からポンプの対策を練りました。この会社が持つておられますものは全部幸いに埋めてしまいましたが、附近の炭鉱からの応援を得まして現在排水中であります。その排水の状況は、ここに出ております若沖の堅坑はこの堅坑であります。新沖ノ山の堅坑はこれであります。この水はこの旧坑の水の水位にあります。災害が起りました十月三十日の十二時四十五分にはこの位置にあつたわけではありますが、こなは堅坑の一つの深さとお考えになれば、おわかりになりやすはわけであります。それが五日、六日、七日、こゝやつて参りました、十三日の夜までの現在、ポンプをすえた結果こゝいうふうな下つております。この新沖ノ山の堅坑の水位も下つております。と申しますのは、ここから水を出しますと、この水が減るという事は、この坑内の水を吐きますのでこの水位も下つて来る。それでこの水も下つて来るということは、完全にここからここに通じておつたという事がこの点からも証明されております。こゝいうことで大体排水も完了いたしましたので、ここまで排水ができればというのはあと一箇月ぐらひはかかるのではないか、こゝいう状況で、現在極力排水中であります。

○多武良委員　ただいま御説明を承りましたが、若沖炭鉱の災害は、要するに最も安全だと確信していた旧坑に浸水したためでありまして、その旧坑に因つては、当該炭鉱の図面は前の水害のために流失しており、しかも監督官

庁の図面もまた戦災のために焼失して
いたというふうには承つておりますが、
炭鉱のほんとうの図面が流失してお
り、著しく事実と反する図面が保存さ
れておりまして、これに基いて虚偽の
書類が提出されていたということは、
いささかふに落ちないところがあるの
であります。ともかく本事件のために
教えられるところはまことに少なくない
ものがございます。ついでに今後にお
きますこの種災害の防止対策につきま
して、二、三政府にお尋ねいたしたい
と思ひます。

まず第一に旧坑の探知についてであ
ります。炭鉱が正しい図面その他の記
録を保存することは、自衛上からい
ましてもちろん当然のことでありま
す。しかしながら鉱業権者が転々す
間におきまして、正確な図面の引継ぎ
が行われぬ場合もあり、また特に意圖
するところがあつて故意にごまかされ
ることもあり得るだらうと思ひます。

また実測上の誤りもあり得るでありま
しう。特に測量隊の薄弱な中小炭
鉱などにおいてはなおさらであると思
ひます。従ひまして正確な図面を極
力収集するとともに、実測し得るもの
は実測によつて正確な旧坑の位置を認
定すること、同時にボーリングがある
は物理探坑等の方法によりまして、旧
炭坑並びにその流水状態を知悉する必
要があつたと存じます。またこれを勵
行せしむるためには、かの探坑奨励金
のごとく、経費の面から何らかの補助
政策をとる必要がありはせぬか。なお
また物理探坑装置に關しては、特に学
界を動員する等、すみやかにこれを研
究、完成する必要がありはせぬかと思
ひます。この点どのようにお考えにな

つておりますか。

○小野説明員 お答え申し上げます。
今度の災害の原因と申しますか、結局
のところは排水が終りましてから實際
のことが判明するわけでございますが、
先ほど御説明申し上げましたように、
大体わかつておらなかつた旧坑に貫通
したということでありまして、実は今の
御質問にもございまして、図面その
他がはなはだ不完備でございます。戦
災あるいは高潮のために流失したる等
の事情がございまして、まことに心細
い次第でございます。従ひまして現状
におきましては、あるいは若冲炭鉱の
ごとく第一、第二の災害が生れないと
いうことは保しがたいのでございま
しう。はなはだ寒心にたえない状況に
ございまして、そこで今度の尊い犠牲を意
義あらしめるためにも、ただいまも
示しがございまして、たゞいまも
策を進めたいと存じておる次第でござ
います。

ただいま旧坑の探知に關しましてき
わめて適切な御意見がございまして
が、私もさういふ現地を踏査した
しまして、旧来の関係者等からできる
だけ正確な聞き込み、あるいは図面の供
出をお願いするといつたようなことで、
これを科学的に研究調査を進めるため
に、一体どういふ地点をどういふ方法
で調査を進めたいかというふうな
事柄の調査を進めておるのでありま
す。やはり電気探坑あるいはボーリン
グというふうなことで、結局これを勵行
するといふことがこの問題のきめ手
だ、かように存じます。
そこでこのボーリングでござい
ます、実はただいまの保安法の建前から
申しますと、古洞に向つて近づいて参

つた際は先進ボーリングというものを
行わねばならぬということになつてお
るわけでございます。今度はこの古
洞、旧坑を全然予知しなかつたので
ボーリングもちやうどその箇所ではや
つておらなかつたのであります。

なおこれを組織的に旧坑の所在して
おると思われる、また災害が予想される
ような危険な地域につきましては、組織
的にボーリングを進めてみたからどう
かというように段取りを考えておりま
す。ただいまも御意見の中にございま
したように、たとえば長坑ボーリング
をなし得る機械が宇部炭山一合しか
ないような実情でございまして、それ
に危険と目される炭鉱を約八十もござ
います。かようなわけでございまして、
特に中小の炭鉱にはさういふ新たな
負担等の点も考えねばならぬのでござ
いまして、できれば何らか助成の方法
も考えたいと目下研究中でございま
す。またこういう災害につきまして
は、結局技術の点をもつて解決するよ
り方法がないのでございまして、学界
の動員につきまして適切なお話がござ
いました。われ／＼としましても考究
して善処したいと存じます。

○多武良委員 第二は危険炭鉱の指定
についてであります。この種の災害発
生のおそれある炭鉱につきましては、
ガス、炭塵の爆発に対すると同様、危
険度に応じまして、これら指定炭鉱に
對しては旧坑の測定、保安係員の任
命、先進ボーリングの勵行、非常時に
對する諸政策の措置等々と、それ／＼
法規によつて勵行せしむべきではない
かと存じます、その点いかにお考え
ですか。

炭鉱方面の災害対策といつたしまして、
従来もつぱら大きな災害の原因とな
ります、ガスあるいは炭塵の爆発と
いふ事柄に主力を置いていろいろな施
策を進めて参つて来ております。そこ
で今度水でございまして、水の災害
はたとえは前年の統計によりまして
と、件数もきわめてわずかでございま
す。またこれによつて死亡というも
の二十四年の統計はたしか十八名、
全体の約二〇〇程度でございまして、し
かもおもにこれは台風とか洪水という
のに関連しての災害が多かつたので
ございまして、海水の場合には冒頭にも
申し上げましたように、いろいろ予兆と
申します、前兆が必ずありまして、
従つて退避する余裕があつた事例が多
いのでございまして。ただいまお示し
がございました通り、今回の海底、しか
も旧坑の水によつてかほどの災害を見
たのはあまり前例を聞かないのであり
まして、従来保安規則等によりまして
対策を講じておりましたのは、かつての
いろいろ／＼災害の場合を実情によりま
して、ケースをキャッチしまして、そ
れをアレンジして、規則等ができてお
るのでございまして、今回の事例に對
しましては、実は若干不用意だつた点
がないわけではなかつたのでございま
して、私もとしましてこの事件を
鏡といたしまして、いろいろ／＼新たな対
策を用意せねばならぬと存じておりま
す。ただいまの指定制度でございま
す。ただいまの指定制度でございま
す。やはりガス等の事例に準じまし
て、旧坑の錯綜した危険地帯は、特別
に監督部の指定下に置きまして、特殊
な管理、監督のもとに置くことが必要
ではないかと考えております。これら
の点もいづれ御指導をいただきまして

進みたい、かように存じます。

〔委員長退席、中村(幸)委員長代
理着席〕

○田代委員 先ほどの説明を聞きます
と、私もいろいろとから考えまして
も、堀つてはならないところを堀つて
盗掘した結果、旧坑にぶち当たつたとい
うことが言えると思ひます、これは監
督官庁としまして、政府としても重
大な責任を負わなければならぬ。こ
の盗掘をはつきり認められるかどう
か。鉱業法により、あるいは保安法に
よりますと、堀つてはならないところ
に出ない限りは、当然これは旧坑にぶ
つかないわけはないのでありまして、新
沖ノ山と今度の若冲炭鉱がくついで、
片方の旧坑から水が来るということは
とても考えられないのですが、それが
来ているというところは、明らかに盗掘
という事実があつたということになる
と思うのですが、その盗掘を認められ
るかどうかということ、まず質問
いたします。

○小野説明員 お答え申し上げます。
予期せざるどころに水が出たのであり
まして、この実情は先ほど答弁中にも
申し上げましたように、結局揚水が終
りまして、実地に當つて実際の事態が
判明するのでございまして、先ほど来
御説明申し上げた点によりまして、ほ
ぼ推測できますことは、ただいま堀つ
ております地域が図面通りであるとい
たしますれば、かつての十数年前の探掘
跡に、ただいま御質問にもありました
ような侵蝕ということが考えられはし
ないかというところに相なつて来るわけ
でございまして。一切の事態は揚水が終
つて判明することでございますが、さ

をするということが唯一の規定のようになつてゐると思ふのであります。その海底の炭鉱と一海底という今度の場合は海底炭鉱でございませうけれども、被害は海底炭鉱のゆえにできたものではありませうので、古洞から水が出たという意味から申しますれば、かつての桜山炭鉱の災害とやや似ている申してよいと思ふのであります。従いまして、私の考えから申しますれば、古洞による水の災害ということが、ちょうど現在の保安法に基きます保安規則の盲点じやないかと思つておるのであります。海、海底の炭鉱はやや万全の態勢ができております。沖ノ山炭鉱がかつて水を出しまして、人命には被害はございませう、でしたけれども、国家の宝といふことからはいふまでも、莫大な損害を出したのでございませうが、この方に対する諸規定を、古洞の炭鉱に對しましてさらにどの程度に適用できるか、また根本としてどこに古洞があるかを調査する点につきましては、すでに保安局長から御答弁いたしました通りであります。それらの点をにらみ合せまして、法規的にも整備すべき点があるのじやないかと考えておりますので、特に保安法におきましては、山保安の審議会がございまして、各界の専門家がおられるわけでありまして、この方面と十分に連絡いたしまして、最も早き機会にこの点についての法制を完備いたしたいと思ふのであります。

それから、保安法の施行上、これがちやんと法律に基いてある通りに保安が行われているかどうか、もし行われておらぬとするならば、何がこれをおさましておるのかという御質問がおつたと思ふのであります。この保安法は、従来の鉱業警察規則から申しますならば非常にレベルの高いことを規定いたしておるということが第一点。次に第二点といつたしましては、戦争中特攻的な採掘を各炭鉱、鉱山に命じておりましたために、その山の状態は非常な荒廃を出しておつた。従つてこれを急速に回復するためには、どうしても職員を含めまして中において働く労働者の方々みな人命を安全にすると同様に、国家の公利を失わないようにしなくちやならぬというふうな観点から、この鉱山保安法をつくつて参つたのであります。何しろそこに現状と法規のねらいとの間に大きなギャップがあるわけでありまして、法律ができましたその日からただちに法規の要求します通りに強行いたしますことは、山の経済、山の資力、またひいては国家的に考えましても、かえつて逆効果を生ずることもあり得ると思つておりましたので、一定の施行期間を置きまして、その間もつぱら法規の精神の宣伝なり普及なりに努めておつたわけでありまして、現在でやうやく一年たつたわけでありまして、大体は緒につけておると存するわけでありまして、ただガスが中にございまして炭鉱に例をとつてみまして、その切羽並びに切羽に關連します区域における一切の機械を、保安法に基いておきます通りに全部耐爆型に直せといふことを強行いたすといふことは、これは現在の山の資力の点からいつて非常にむづかしいので、また受けるメーカーの方でつくりきなぬといふ問題もございまして、この点につきましても、切羽において最も危険なところに

おきます機械は、どうしても短期間に直せ。それよりやや危険度の少ないところにおきましては、今の検定規則からいへば多少不十分であるけれども、まず耐爆型に直してきておるものなごうに、大体の経済の状況とにらめ合はしながら、最短時間に所期の目的に持つて行こうと努力しておるわけでありまして、お聞き及び存じますけれども、目下鉄と石炭に關連いたしまして、石炭の合理化をやるというところから、合理化資金を山の方へ出したというところで、着々と準備を進めておるわけにございまして、これがもし実現することになりましますならば、この炭鉱の合理化資金といふものの中に、保安に必要な施設の改善費は不可分に含まれておるもので、この経済上の問題も、これができますれば、あるいは一挙に解決し得るということも期待されるわけでありまして、従つて保安法施行後大体一年有餘を経たといふことと、漸次緊急に應じて施設の改善を命じておるといふ点と、今私どもの方で各方面の御意見を得まして進めております合理化資金が実現いたしますならば、さらに保安法の設備上の問題は完璧になり得るやうになるのではないかと、残る問題は労働者の教育の問題でありまして、これは一朝一夕には参りませんけれども、保安法に基きまして保安職員の講習会等もいたしておるもので、これも日ならずして成果を見るだらうと考へておるわけでありまして。

〔中村(幸)委員長代理退席、委員長着席〕
○今選委員 いろ／＼詳細な資源庁次長長官の御答弁でよくわかりました。私はこの鉱山保安法ができることも、これに對する経済的な裏づけがない、さらに中小炭鉱に對する政府がそのとき言明した復興金融庫の貸出しとか、あるいは日銀の別々の融資とかいふた合理化資金、並びに保安設備に關する資金の融通についても裏打がない。さらに政府が派遣される職員について、もう少し有能にして、しつかりした人間を数多く派遣しなければならぬのであらう。鉱山保安行政に關する政府の予算も、この法律から見ると少いであらうといふ数々の点を、この保安法成立のときに質問したのであるが、そのときの速記録には、それから点には心配ないという答弁でございまして、今の次長のお話を聞いて、われ／＼が杞憂しておつたものがやはり依然として残つており、しかもそれらのものが、いろ／＼の問題はあるけれども、こういつた災害を起す原因になつておるといふことは明らかになつたと思ひます。われ／＼もこれらの鉱山保安について今後そのやり方を検討し、政府の方の改正案についても至急出していただいてこれをわれ／＼は十分論議したいと思ひますが、最後にこれらの鉱山保安の問題は、やはり中小炭鉱などに関する特にこれらの設備並びに保安費用の調達といふことが問題なんで、今の合理化資金が実現すればうまく行くであらうといふお話でありましたが、これらの合理化資金はうまく行く見通しが一体あるか、どうか、政務次官からお伺ひしたい。

もう一つは、現在の局長からこの三十数名の災害者に対して、これを鉱業権者がどのようにするかといふことは別に、これらの者に対して政府として何らかの対策をお持ちになつておればお聞かせ願ひたい。これは全部鉱業権者に一任で、何ら政府はこれにあずかり知らぬといふことであるのかどうか。それをひとつはつきり聞きたい。

もう一つは、この問題についていつた炭鉱労働者の災害關係が現在通産省にあるゆえんは、鉱山技術並びに特殊ないろ／＼の知識が労働者の職員にはないであらうといふところで、それらの技術があるからといふことで通産省に置かれておるわけであるが、それらの技術を持つておる通産省において災害が防ぎ得ないといふことになる、これは労働者の保護を専門に担当する労働省の方がよいといふのではないかとこの結論になつて来るが、労働省といふ／＼局長はこれらの問題についてお話をされたことがあるかどうか。それから今の技術と労働者保護の立場から、局長は虚心坦懐に今後の行政の上にあつて、もし通産省に置かれれば、技術的見地から十分これらのものを防止し得るといふ確たる自信と、労働省にあるのと通産省にあるのとでは、これ／＼このやうな得失があるといふやうなことがおわかりならば、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○資源説明員 合理化資金の問題であります。まだ最終的な決定はいたしておりませんが、安本並びに大蔵當局と再三折衝を進めておるのであります。今日までの折衝の状態から考へますと、ごく近いうちにこちらの起案しておるこの問題の予算が決定するのでないか、かように考へておるのであります。

○小野説明員 ただいま災害者の事柄

に關しまして御質問でございますが、今回の不幸にあいました方々には、それ／＼所定の労災保険が支給されるわけでありまして、たしか一人五十万円と存じますが、なお会社等も応分の見舞等の処置がとられているはずでございます。

また労働省の關係でございますが、実は私まだ新米でございますが、労働省の幹部の方とも實際のお話合いの機会があまりないのでございますが、ただいま御質問になりました、特別な技術を要するので、通産省においてやはり所管して行くことが、今後の災害を減少あるいは防遏せしむる道であらう、かように考えております。

○岡田説明員 労働省との関連につきましては、先ほどお答え申し上げたいと思ひます。私、実は昨年の五月に鉱山保安局が初めてできましたときに局長を拜命いたしましたのでありまして、この鉱山保安行政が当時の商工省にあるべきであるか、労働基準法を所管いたしてあります労働省にあるべきかという点につきまして、二十二年の暮から二十三年一ぱいにわたつて、各方面の角度から、また各方面のお立場からいろいろと論議を盡された結果、鉱山におきましては生産と保安というものは一体不可分なものであるとあり、これを二つわかれたところでは所管して行くことは、保安を確保するという見地からのみ考えましても、非常に不可能なことだ。従つてやはり生産を所管してあります商工省においてやるべきである。しかしながら、生産と技術とは不可分だとは申しながらも、その増産あるいは生産ということとがやはり山の見地から申しますれば直接経済にひびきますので、

往々にして生産のために保安が遅れをとる。あるいは目先の十円の方が先の百円よりはよいというふうな考え方も往々にしてありがちでありまして、それではどうもなりませんから、やはり生産を担当いたしますところの部局と独立に保安を所管いたしますところの部局をつくらせて、そして保安の責任者をちゃんと設けて、その配下に直結の部下を各地域地域に持たせて、保安は一つの一貫した系統をもつて遂行して行く。しかしながら先ほど申しましたように、生産と保安とが不可分一体であるという關係から、あるいは資源庁長官あるいは商工大臣という最高の方がその兩者の上におられまして、寛政よろしくこの兩者のあんばいをとるといふことがこの鉱山保安の最も理想の形であるといふふうな意味合いから、結局昨年の五月の十六日に議會を通過いたしました鉱山保安法におきましては、この所管を商工省現在の通商産業省に置くことに御決定を願つたように承知いたしておるのであります。その後ちょうど今度の議會で御審議願つております鉱山法の改正法律に關連いたしまして、七つの追加鉱物が出ておるのであります。これは従来から申しますと、労働省の所管になつておつたのであります。ただいまの鉱業法と鉱山保安法の關係からいいますと、指定鉱物になりますと自動的の鉱山保安法の所管に入ります。労働基準法からははずれることになつておるのであります。その間に關しまして、労働省と多少の意見の相違を來したのでございまして、先ほど來、るる申し上げましたように私どもは、るる申し上げましたように鉱山保安法の施

行後、われ／＼が努力しておりますところの事情を御説明いたしたところ、労働省の方におかれましては、なるほどということと、その七つの鉱物もこの御審議願つております鉱業法が通過いたしましたあかつきにおいては、鉱山保安の分野に入つて来るような了解が非常に明瞭なうちにできたのであります。従ひまして、私もいたしましては、この労働省との従来の経緯から考えましても、また生産と保安との關係から特に労働基準法と別にわれ／＼が保安を預つております建前からいいますと、全技術人を動員いたしまして、さらに／＼保安のために邁進しなければならぬと確信いたしておるのであります。保安法ができました当時、陣容といつたしましては二百九十五人の陣容で出発いたしましたのでございまして、現在にはさらに相なつてございまして、来年にはさらにそれが四百三、四十人になるような状態になつてございまして、陣容におきましても逐次整備いたしておりますし、その粒におきましてもさらに優秀者を取りそろえまして、御指摘のありました保安の欠陥なきように努力して参りたい、かように存じております。

○多武良委員 次にそれでは旧坑の探知その他この種災害の予防、災害発生時の措置等に関する共同研究と申しますが、相互扶助等のために、府県地区における関係官庁当局、業者、学識経験者等を打つて一丸といたしまして、かりに名前をつけてみると水害対策協会のようになつておつたところになつてはどうかと思ひますが、この点政府はどのようにお考えになつておりますか。

○首藤説明員 多武良委員の御説は非常にごもつとと存じているのであります。政府の方におきましても慎重に考慮いたしまして、なるべく御趣旨に沿つたような何らかの機関をつくることにいたしたいと思ひます。

○多武良委員 最後はただいま同僚今澄委員からも／＼御質問がございましたし、それから次長からも御説明がございましたが、近ごろ世間の一部では保安局廃止の聲もあるやに承つておりますが、元來保安局といふものは鉱山保安行政を確立するために、ただいま次長が説明されたように、たゞ關する行政機構と独立した保安行政機構を創設すべきである、これは労働組合を初め業者、技術者等の強烈な要望に基いて設立されたものであると存じておりますが、はたして所期の目的を達成しつつあるか、創立後における保安の成績はどうであるか、目的達成のために、さらに拡充強化する必要があるのかやないかと思ひます。若冲炭鉱の天災のごときも、いろ／＼と先ほど來御説明を承つておりますと、前後の事情を判断いたしましたして、一応やむを得ないといふふうにも思われるのであります。が、広島県の鉱山保安監督部をさらに強化せられておつたならば、災害の予防あるいは発生時の善処等によつて、災害を未然に防止し得られたのではないかと思ひます。ここでの種の災害の絶滅を期するために、保安監督官庁の陣容を強化し、通商産業省のもとにおいて、保安関係官庁の拡充、強化が私としては非常に大事じやないかと思ひますが、その点ひとつ政務次官からしつかりした御返事を承りたいと思ひます。

○首藤説明員 保安局廃止の問題が行政官理の方で取上げられていふこととは、かすかに聞いたことはありますが、正式にさような交渉を受けた事実はないのであります。と同時に保安局の必要性がいかにあるかといふことは、ただいま岡田次長から御説明いたしましたので、御理解になつたことと存すると同時に、ただいまの御説のごとく、この重要性にかんがみまして、今後ますます強化しなければならぬと存じているのであります。さらにはまた、この保安局が発足以來、日なおわずかに一年にすぎないのでありますけれども、先ほど局長から申しました通りに、昨年八月以來の事故は非常に減つて参つていふのであります。この事實に徴しまして、保安局の設置が非常に有意義であつたといふことはつきりいたすのであります。かた／＼今後一層内容を充実いたしまして、所期の目的達成に邁進する措置を講じて行きたい、かように考えております。

○風早委員 非常に重大な問題でありますから、私も関連の質問をしたいと思ひます。まず先ほど通産次官のお答えの中に、予知する方法はなかつた。これは通産次官が言うわけではなくて、大体そういうふうな事象だといふことなっておりますが、これははなはだ無責任な話である。予知する方法は必ずあつた、私もしるうとから見ても考えられるのであります。これは今までの幾多の炭鉱の出水の問題、特にまたガス、炭塵の場合、それからこの前尾去沢の――これは大分古い話であります。昭和十年であつたか十一年であつたかはつきり記憶しませんが、

そのころ秋田県の三巻の尾去沢鉱山で、やはり炭滓のプールが決壊して、そして何千名の家族が犠牲になった。ああいうふうなときでも、たいがいの場合、やはり当該炭鉱のエンジニアでありますとか、あるいは労働者ですとか、これは大抵わかっている。もうあぶない、ここはひびがいついてくるからいまに欠陥するぞというところはみんな言っており、また会社にも訴えておる。それでもやらない。むしろそういうところに問題があるのであります。これは今度の場合でもわれわれは予知し得たか予知し得ないかというところについては、やはりこの若沖炭鉱の技師や、それからまた当該炭鉱区域にあつた探炭労働者でありますとか、そういう人たちがもう少し証人としてつきり聞かない限りは、これは容易に予知し得なかつたということは断言できないと思う。私は予知し得なかつた。そういう点でこれは予知し得なかつたということから、しかも責任の問題については、その責任の回避をなされるということになれば、これは非常に問題だと思ふ。現に今通産次官は責任追究の基準がないではないかというやうなお話でありましたが、それははなはだ無責任なお答えではないかと私は思う。これは絶対に予知し得たという点も考へて、ひとつどこに欠陥があるかを考へていただきた。田坑の水が入つたというのですが、その間がどうなつておつたかということが、先ほどの御説明では十分わからないのでありますから、これは今むしろおつてもしょうがないのですが、そういう点に一つの大きな穴があると思ひます。しかしそれだけではなからうと思

う。まだ、私はいろいろな方面からこの予知し得たということを、立証するやうな事実が出て来るだろうと思ふのであります。この点は特に保安局長にお願いして、十分に手を盡していただきたい。先ほど多武良委員から水害対策のための委員会をつくつたらどうかという発言がありましたが、政府もこれに不賛成ではなかつたやうであります。けつこうであります。しかしその場合にも、何よりも当該の当面そこに當つておられます技師や、さらに労働者、こういう人たちが参加してやらないと、やはりこれはほんとうのものにはならぬと思ひます。その炭鉱のあらゆる条件を一番よく知つてゐるのはやはり当該炭鉱の人たちでありますから、そういう人たちが入れた委員会をつくる、これは非常に私どもも賛成であります。ぜひそうしていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、探炭計画そのものに相当するものがあつたのではないかと、いうことを感ずるのです。つまりどうでもどうでもある納期までにこれだけのものを掘らなければならぬというやうな非常にむづかしい注文があり、そしてこれを行うためにまた労働者、探炭夫を猛烈に先へく切羽をつつ込ませて行つた。こういうことも考へられるわけでありまして、そういう点はいかなる事情になつたのでしやうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○小野説明員 ただいま風早委員からまことに適切な御指摘がございまして、私どももいたしまして、責任の所在を明確にするために、災害当初は救い出しということに全能力を集中しておつたのであります。幸い先ほどの説

明にもありましたように、水も漸次減水して参つておりますので、最近ようやく捜査の段階に入つておりました。嚴重に事実を究明し、責任があれば所在をはつきりさせたい、かように存じております。ただ本件の災害の救済目前に、沖ノ山が一部水没してあります。その際等におきましては、附近の地面がある時を経て徐々に陥没してありますので、大抵危いということが予知し得たわけでありまして、また従来のままの海底の陥没からの海水の湧水、これなどは最初水がかなり多くなつた。また時を経てそれが泥水になつて出て来るといつたやうな兆候があつたやうに聞いておりました。それで沖ノ山等の大きな陥没出水の場合にも、四百人も退避して犠牲がほとんどなかつたといつたやうな事例もあつたわけでありまして、今度の災害におきましては、先ほど石炭課長から御説明申しましたように、当該の現場におつた二名の話によりますと、水は多いには多いのであるが、よその切羽の面から比べて、特にその場所が多かつたというところは言えないというやうなことも聞いて参つておるのであります。それらを考へまして、今回のケースは予知しにくかつたといふことがあるいは言われやしな

いかとかやうに存じます。

また第一点といたしまして、防水対策でございますが、それにつきましては、御指摘のやうに、結局現場の人が、何と申しましたも力があるわけでありまして、十分御意見の点を取入れて考へたいと思ひます。

第三の探炭計画にむりがなかつたかどうか、この点につきましては、石炭課長から御説明いたしたいと存じます。

○常本説明員 御説明申し上げます。出炭状況は七月二十九トン出してあります。八月に千二百九十トン出してあります。九月に八百九十トン出してあります。先ほどは約二千トンと申しましたが、二千トン出すのがこの山の探炭計画になつてあります。災害の起りましたのは十月の三十日であります。約二千トン出る形でやつておつたわけでありまして、むりであつたかどうかという御質問であります。二千トン出すのが大抵の平均の形でありまして、別に二千トン以上を出そうとしておつたというやうには聞いておりません。

○風早委員 一番最後の点からちよつともう一度明らかにしておきたいのですが、二千トン出すのが計画であつたのに、九月には八百トンしか出ておらなかつた。これはやはりいろいろな條件を考へなければならぬと思ひます。いろいろ首切りやその他のことで、労働人員の面でもいろいろな変動がありはしないかと思ふ。そういうやうな点、その他いろいろあると思ひますが、特に実際の作業の面で、労働者側いろいろなやうな事情があるというやうなことも十分に考慮した上で、むりであるかどうかということとは考へる必要があるのじやないか。そういう意味ではちよつと今のところではわかりませんが、しかしこれは通常の状態でやつておつたという場合には、それはもちろん計画にむりがあつたといふことは言えないと思ふ。その点ではたして通常の労働状態であつたかどうかといふことは、ひとつよく検討していただきたいと思ひます。

それからさつき保安局長が、予知し得なかつたわけではないといふことを率直に申されましたことは、われわれはきわめて了とするわけでありまして、それだけにやはり保安局長として十分な責任があるといふことは、これは認められておるのだらうと思ひます。結局予知し得たものを予知することができなかったといふのは、結局は監督の問題であります。しかしそれにつけては、はたして現在の保安の能力というものが、人員の面でも費用の面でも、實際十分な保安をやつて行く面に欠けるところがあるというやうなことであれば、これはまたこれを要求するのがむりだらうといふこともあると思ひます。従ひまして先ほどいろいろ人員の点もありましたが、人員も前よりはすつとふえておるやうに思ひますが、實際にそういう鉱山保安法に基いた所期の目的を達し得るのに今の費用で十分なのかどうか、そういう点でこれは大蔵当局との関係もあるでしやうが、どういふやうな見解を持っておられるか。この点に關連してさらに先ほどから一番問題になつております合理化資金の問題、これについて資源庁次長にお尋ねいたしますが、合理化資金が十分に保障されておるのか。これはこの前の例の小滝炭鉱、われわれから見れば明らかに不正なる融資問題もあるわけでありまして、しかしああいふやうなボロ炭鉱に二千五百万円の見返り融資が出るというやうなこともありますから、大いに潤沢に、これは中小炭鉱にも一般に出るものと思ひてもいいやうに思ひますが、こういう点で満足しておられるかどうか、こういう点はわれわれ通産委員の立場から、や

はり通産省の行政事務が十分円滑に行
くように、われ／＼としても十分な関
心を持つものでありまして、そういう
点で率直に現状を吐露いたしていただ
きたい。以上一応お答えをお願いしま
す。

○小野説明員 たいだいまあるいは私の
言葉が足りなかつたかとも思います
が、本件が予知し得たということとは申
し上げていないのでございまして、本
件に類似の沖ノ山の出水事故等が、い
わゆる前兆がはつきりしておつたがた
めに人命の損傷がなかつたという点を
申し上げて、かえつて本件が予知し得
なかつたのであるという点を、切羽の
出水の場所において現場員からの口裏
を引用いたしまして申し上げたつもり
でございまして、その点誤解のないよう
にお願いいたします。

また保安の關係の要員並びに予算と
の關係でございまして、現状におきま
してはなほだ意に満たない点はその通
りでございまして、せつかく予算そ
の他で努力しておりますのでござい
ます。先ほど次長からもちつと御説明がご
ざいまして、来年度の予算におきま
しては、人員におきまして五割程度の
増、経費におきまして約二割の増加と
いうものをよく予定されております
ので、これらの点を御協力をお願い
したいと存じます。また特に本件に関
連いたしまして所要の経費等も考へて
おるのでございまして、この点はまだ
折衝等に至つておりませんので、よろ
しく御了承願ひます。

○岡田説明員 合理化資金の關係につ
きましてお答え申し上げます。炭鉱に
対しましては、各会社等におきま

して銀行から若干のものは借りておる
かと思ひますけれども、現在のところ
はおおむね見返り資金にたよっておるよ
うな状況でございまして、本年度におきま
しては二十二億圓というものが炭鉱に
對する見返り資金として予定され、お
おむねこれが貸し出されておるのでご
ざいまして、現在の見返り資金は、直
接炭鉱に貸すという形をとつてお
るのでございまして、私どもが目下鉄鋼
並びに炭鉱の若返り合理化、そしてこ
れを國際的な基礎において石炭を出さ
せようという意味のことを考へまし
て、合理化三箇年計画に基きます資
金を算定いたし、そして安本なり大
蔵省なりと数字を検討いたしまして、
この資金を確保いたそうと考へており
ます。その、直接われ／＼が炭鉱へ金
を貸そうというのにはございませ
んで、大抵三箇年間に日本の炭鉱を健全
なものにするためにはこのくらいの資
金が必要であるというわけを押さ
まして、そのわくを銀行に預託するな
り、あるいはたとは興業銀行の割與
でございまして、ああいうふうなもの
を引受けるのも何でも形はよろしい
のでございまして、銀行に長期資金の
源をつけてやりまして、それを炭鉱に
對してこれだけのわくというところ、あ
るいは貸出しの期限をどうするとか、あ
るいは金利をどうするとかいう程度
のことはあらかじめきめるわけでござ
いますけれども、炭鉱等に対しまして貸
出しは、銀行と炭鉱との間におきま
す商業取引によつてきめてもらうとい
う筋道を進めておるわけでございま
す。従いましてこれは従来の見返り資
金のやり方とは根本的に考へ方をかえ
ておるわけでございまして、われ／＼が

現在構想しておりますように実現い
たしますならば、先ほど申し上げま
したように、炭鉱の合理化は保安の関
係を無視いたしましては絶対に不可
な次第でございまして、合理化の
ために金が出ますれば、保安の物的な
設備はおおむね完了し得る、かように
考へておるわけでございまして。

○風早委員 予知し得なかつたとい
う問題であります。これはやはりこの
問題の責任關係にも非常に重大な影響
がありまして、もう一つこれははつ
きりしてもらいたいです。これは今
まで現場員に聞かれたというのであり
ますが、それはある程度信頼できると
思ふ。しかし現場員がどういふ状態に
あるか、その能力にも限度があるの
であります。われ／＼今まで落盤の場
合であるとか、ガス炭塵の場合である
とか、こういう場合にはたいがいそれ
は客観的には予知し得るのです。しか
し労働強化で非常に疲勞しておつて、
そのために予知し得ない。これはおそ
らく保安局長も認められると思ひま
す。實際現場での実情なんです。であ
りますから落盤なんかでも大抵五分く
らい前には、正常な頭を持つておれば
わかる。しかし非常に疲勞困憊し、無
我夢中で働つておるためにわからな
かつたというのが今までの實際の状態だ
といわれておる。ガス炭塵の場合で
も、これは臭い／＼というところまで
なつておつてもなか／＼予知し得ない
わけでありまして、これを的確に把握
するような、つまり科学的に把握する
ような設備を置いておらない。たとえ
ばインダー・フェローメーターみたいな
もの、これは高いからさういふものは
省いて、たいがい勘でやつておるとい

うふうなことであれば、これは現に危
険が迫つておるのに、そのまぎわまで
やつておるからばつと来るというこ
となるのであります。そういうふうな
實際の現場の労働條件がやはり最後
に問題になると思ひます。そういう意味
で予知し得なかつた現場員が言つた
から、それを根拠にして予知し得な
かつたといふことを言われるのは、監督
官庁としてははなはだ早計ではなから
うかと思ひます。そういう点ではわれ
われも材料を持つておりませんからあ
えてどつちとも断定することはできな
いが、あなたの態度の問題として予知
し得なかつたのだという結論を出して
おられるところに問題があると思ふ。
そういう意味で將來の問題でもありま
すから、慎重に断定していただきた
い。先ほど多武島委員も水害対策とい
いますけれども、その前に今度のほん
とうの原因究明のための委員会がまず
必要じゃなからうかと考へておりま
す。

第二に保安資金と合理化資金との関
係であります。なるほど合理化資金の
中には保安資金が入つておる、入つて
おるべきはすなわちだけれども、實際費
目として計上されるにしても、それが
實際に保安資金として使われるかどう
かというところは、実情を御承知の諸
方はよくおわかりだと思ひますが、な
かなか使われない。實際は費目に上
げておりました場合でも、保安資金と
いうものはなるべく節約してはかへま
わすといふのが実情なのであります。
これはどの経営でもさうであります
が、特に炭鉱資本家が今までとつて来
た態度、これは一貫しておる。そん
う点、どこで保障を求めるか、これも

やはり今の仕組みでは炭山保安局がし
つかりしなければやうやうがないわけ
であります。そういう点でこれらの保
障がなければいくら費用をこしらえて
も――費用をこしらへることは非常に
けつこうでありますけれども、こしら
えても實際はさうは行われない。災害
の起る根本原因というのは、つまりこ
ういふ固定資本というものの節約に基
いて超過利潤を得るといふ資本家根性
にあることは明らかでありますから、
その点を一体どこで押えて行くか、そ
ういふ点について保安局長、保安の監
督官庁が責任を持つておらなければ、
実力を持つておらなければ、これはお
そらく無効になつてしまふ。そういう
点は重ね／＼嚴重に要望しておきたい
と思ひます。

○小金委員 長 お諮りいたします。今
澄委員より特別鑑査に關する件につ
きまして発言の要求があります。鑑査法
及び探石法に關係がありますのでこれ
を許したいと思ひます。いかがであ
りますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○小金委員 長 御異議はありません。
今澄君。

○今澄委員 時間がないので今日は簡
單に政府側の御見解を聞いておきま
す。特別鑑査の問題は当通産委員会に
おいて、議會独自の案をもつてこれを通
過せしめ、時の神田委員長代理の私案
を中心として今日までやつて来たのであ
りますが、私が首藤政務次官に聞きたい
のは、首藤政務次官は責任をもつてこ
れらの特別鑑査を断じて行かうという話
であつたならば、今日の段階において
その認定額は一休いくらになつたかと
いうこと、さらに總認定額の上におい

て足らざることを寄付金でやるという
ような語があつて、通産大臣からそ
れらの話が業者に伝えられたというこ
とであるが、これらの事実の有無、並
びに通産省として一体どういふふうな
目的にこれを処理する方針であるか。
以上全般的な問題について伺いた
い。

○首藤説明員 特別被害のその後の情
勢は先般の委員会で一応御報告申し上
げたことと記憶しておるのでありますが、
その後被害地の調査、並びにこれに対
する判定等々、大体一応の終了を見た
のであります。しかるにその被害の総
額は当初の予定よりも相当増高いたし
まして、結局従来の予算では四億前後
の不足を告げるというふうな状態に相
なつて参つたのであります。従つてこ
の際被害の復旧を縮小するかどうか。
あるいはまた全般的の準備といひます
か、要するに見積り金額を低くして、
つじつまだけを含ませるかどうかとい
うようなこともあつたのであります。け
れども、やはりこの際以上の上ははつ
きりやつた方がいふじやないか。そ
こでどうしても足りないという金額の
四億に對して、一応被害業者に寄付と
いうことで繰出していただいて、つじ
つまを合わせることに一番安易な方法
ではないかというふうには実は考えま
して、一応被害業者に四億の御寄付を
お願いしたのであります。その後まだ
山業者の方から御返答を得ておりま
せん。この前の会合で実は私の席に出
席してはなかつたのであります。大
臣がお話を申し上げたのであります
が、大体趣旨は御了承願つておるそ
うでありますから、何とか御返答が近
く来るのじやないかと考えておるの
であ

ります。もしこれがわれわれの予想に
反しまして、御寄付が得られないとい
うことになりましたら、現在あります
予算の範囲内で復旧事業を開始いたし
まして、これは御承知の通り六箇年間
の期限がありますので、今後の情勢並
びにいよいよ不足すると確定したとき
におきまして、またそれに適當するよ
うな方法を講じたらどうか、一応かよ
うな考え方をもちつて進めておるので
あります。なお詳細にわたつては炭政局
長から御報告いたさせます。

○中島説明員 ただいま政務次官から
御説明がございましたが、数字的に申
し上げますと、これはきのう新しい集
計ができた数字でございます。全体
の認定を予定しております金額は、前
国会当初におきましては五十億という
程度に説明しておきましたが、大分ふ
えまして、七十五億余りになつてお
ります。内訳といたしまして、近く臨時
国会で特別会計に直していただくも
りでありまして、その特別会計が本来
的に復旧の責任を持つというものが、
その中で五十七億であります。それか
らそのほかに、いわゆる自己復旧をい
たしますのが一億四千万、合せまして
五十八億七千万ほどが当初五十億ない
し五十一億と言われておりました数字
に相應するものであります。そのほか
に十六億余りの金額が出ております
が、これは認定の現地作業をやしまし
た際に、特別被害と隣接いたしてお
ります地区でありますとか、あるいは従
来炭炭公団時代から工事を継続してお
りますもの、そういうふうなもので、
厳格な意味で特別被害のレベルを
高く切りますという、入り切れない
ものであります。この際むりに切

り離すということは非常に実情に沿わ
ないといつたようなものでありまし
て、しかも特別被害の認定をすれば
ば、相当多額の公共事業費としての政
府の補助がもたらえる。その残りのもの
はこれは一応予定されております特別
会計の収入金額と別途に、関係の炭
等におきまして、これは市町村もござ
います。そういうところにおきまし
て、いわゆる受益者負担としていくら
か負担するといふような話合いをつけ
ましたものが十六億五千万ほどござ
います。従つてこの十六億五千万に
つきましては、特別会計に直接負担が
かからないものであります。数字的
には相當ふえておりますが、結局国費
と受益者負担金でまかなうということ
で、それだけのものを特別会計の収入
と別個に計上したわけでございます。
これによりまして、全体の帳じりがど
うなるかと申しますと、七十五億の
被害復旧をしますために要する公共事業
費が三十九億八千万、約四十億
ということになります。それから地方
公共団体の負担いたしますものは五億
四千百万、残りが特別会計の負担に
なるわけでありまして、これが二十九
億八千万、この中で、受益者負担
金、自己復旧に關する炭炭から若干
分にとることになります。その分を
引きまして、結局関係炭炭から十億
ないし二十億の割合で徴収いたします
額が五年間に二十二億と予定いたし
ておりますが、そういう数字等をにら
み合せまして、最終的に特別会計にお
いて不足分の生ずるものが三億八千八
百万と一応予定されております。この
三億八千八百万につきまして、先ほ
どお話のありましたように、一応寄付

金をまかなうということになれば、大
体金額復興できるといふ見通しが立ち
ますので、そういうふうな行政をいた
したのであります。これは寄付金以
外にもいろいろ方法がございます
が、もしこれが最後の五年目にまで
持ち越されるということになります
と、どれだけの工事が残るかという予
想であります。これはかりに現在そ
れぞれ事業別の認定額がありますが、
この事業別の割合をそのままにし、た
とえば土木事業につきましてもある
は学校、鉄道、家屋、墓地、こゝにい
たものに現在認定保証をされてお
す金額の割合をもつて、ずつと一律に
最後まで残す、こういうことになり
ますと、全体の工事額といたしまして
は約九億の工事額が残る。それから全
然国家補助がないものだけ、たとえ
ば家屋、墓地だけを残しますと、この三
億八千八百万、これだけの数字が最
後に残る。最小限三億八千八百万で
ありますが、これだけに圧縮すること
になります。結局非公共であります
とすれば、金額がふえまして九億に
なります。こういうふうな事情になるわけ
であります。最後に残りますものだけ
を、できるだけ初めの予定通りに工事
を完成したために、ただいまのとこ
ろといたしましては、最も考えやすい
方法として、寄付金のことを申し上げ
ておるわけでありまして、もしこれが
十分に参りません。政府といたし
ましては、認定いたしました金額だけ
は、この五年間に使用できるように、
いづれは何かの措置を講ずる必要が
あると思つております。その点につ
きましては、また特に国会方面の御接

助を仰がなければだと思つてお
ります。

○今澄委員 あとに質問があります
ので、これで私はやめますが、今の特別
被害の昭和二十五年の工事について
は、その寄付金のあるなしにかかわ
らず、十分やつて行けるのじやないかと
私は思うが、やつて行けるのかどう
か。

それから今の寄付金の申入れにつ
いては、大体これは業界として快く出
てくれるという見通しがあるかどう
か。それから寄付金は、特別被害の修
正案にも明らかにそのまゝ残つてお
るから、別段問題ではないが、これは強
制力を伴うものであつてはならないの
であるが、政府はこれに強制力を伴わ
しておるものであるかどうか。以上炭
政局長に聞きたい。

それから首藤政務次官に聞きたいこ
とは、この寄付金の申入れや、ある
いはあしたお聞きしますが、肥料の価格
の決定に對する通産省の態度等は、現
在の自由経済社会にあつて、法律でき
められない、一つの強制力を持たした
そういう寄付金とか、あるいは価格の
決定における一つの抑圧というふうな
ことによつて、乗り切つておるよう
に見える。通産省はこれらについては特
別被害のみならず、根本的な現在のそ
ういふ自由経済のもとにおける矛盾
を、そういうもので補つて行くとい
うことでは、少し国民の了承が得か
ねると思つたが、これに對する政務次官
の御見解を承りたい。

それから炭政局長にもう一つ、この
三億八千八百万の寄付金がい集ま
らない場合においては、昭和二十六年
度以降の計画を組み直して、修正案を

九

出される意思があるかどうか、お伺いいたします。

○中島説明員 二十五年度の工事契約は、もしも寄付金もとれて、しかもこれが当初の年度から平均的に入つて来るといふ予想が立ちますならば、その場合と比べまして、寄付金がとれない場合には、九億の五分の一、一億八千万円ほどを工事額として計上するといふ程度でありまして、寄付金においては、全体の七十五億の五分の一の二十五億に對して、一億八千万円が落ちる、こういうことでもあります。それから現在寄付金に對しまして、業界ではそれ／＼はかつて考慮中でありまして、情報といたしまして、必ずしも簡単にこれが進むようには考えられませんが、しかしできるだけ協力するといふ気分も一部にございまして、今後どういふふうになるか、ちよつと私推移を見ておるわけでありまして。なおこれに對しましては、もちろん当時大臣からお話をいたしましたときにも、寄付でありますので、決して強制的なものではないといふことをはつきり申し上げてあるわけでありまして。また法律上から申しまして、今後の取扱ひにいたしまして、強制的にこれを推し進めるといふ意思はございません。なおこれが全然見込みがないといふ場合におきまして、計画を変更するかといふお話であります。もし計画といふ言葉が数字的なことをお考えにあつておるとすれば、一応もう認定をいたしました以後であれば、この数字を不当に圧縮するといふことは、これは不可能だと思つております。もし計画といふことが現在の制度そのものであるといふふうなお考えであるとすれば、これ

けまたい／＼な点で考える余地があるかと思ひますが、認定額そのものを、全体の予算が足りなかつたといふことでさらに圧縮するといふことは、途中においては、すでに完了したものの均衡を考へまして、非常に困難であると思ひます。

○青藤説明員 ただいま御質問の寄付を申し込んだ点であります。これは強制かどうかといふことは、炭政局長が今御説明申し上げた通り、まづたゞ懸念的でありまして、ただ鉱害復旧といふ点から、わずかに四億円の不足するといふ点によつて、全面的に非常に大きな影響を及ぼすよりも、この際このくらゐのことは共在共榮といふ点から、御寄付を願つた方がいゝのじやないかと、ごく穏やかな気持ちから実はお願いしたわけでありまして。

同時に、もう一つの肥料の問題であります。これもなるほど今澄委員の言われる通り、自由経済に価格をすえ置かせるという措置は、事実問題として非常に矛盾があると思ひます。これはまづたゞわれ／＼も同意見であります。好ましく考へていないのであります。ただどうも輸出の問題が非常に重く取扱はれておるのであります。なかんずく農林委員会におきましてはこれがきびしく批判されておるのであります。われ／＼の通産省の考へ方といたしましては、肥料はあくまでも増産いたし、内地の供給を十二分にいたすとともに、さらに飛躍して輸出を増進したいといふ念願に燃えておるのであります。にもかかわらず、抽象的な数字を根拠といたして、内地の供給が不足するから、絶対に輸出はまかりならぬといふ意見が、非常

に強いさ中に、いよ／＼輸出問題に對して関係筋からメモンダムが出た。どうしてもこれは輸出しなければならぬという状態に立ち至りましたので、なるべく内地の市価にも影響を及ぼさないように、さらにまた一方において内地の販売価格よりもはるかに高い、輸出といふ一つの穴をあけることが、業界にとつて非常なプラスだ、そういうふうな考へ方から、こしはばらくの間前値でしんぼう願へぬか、そのかわりにここに九万トンなりあるいは十万吨の輸出という一つの大きな穴があらわれるのだから、これを一つの動機として将来積極的な輸出が継続されて行くことになりますれば、一面において二箇月間のしんぼうによるマイナスよりも、多量の輸出によるところのプラスの方が非常に大きいといふ実は考へ方から、一応当面の輸出に對する批判を冷却せしむるといふすか、一応そういう批判を緩和するといふ建前から、こういう措置をとつた方がいゝんじやないかといふ考へ方をいたしましたわけでありまして。幸いにい／＼／＼今日も農林委員会で鋭くこの問題は批判されておりますけれども、メモランダムの出た関係もありまして、近く九万二千トンの輸出が出来ることになつておるのであります。従つて多少内地の売値をすえ置くことにはなりますけれども、それも十一月、十二月の二箇月間だけを突はお願いしたのであります。一月にはそれは及んでいないのであります。一方における九万トンの輸出の方が私ははるかに業界のために明朗なプラスになると考へておるわけでありまして。その点はひとつ御了承願ひます。

○小金委員長 それでは鉱業法案及び採石法案について質問の留保せられたものがありますので、これが継続をいたします。中村幸八君。

○中村幸八委員 私は先般の通産委員会におきまして、い／＼御質問したのであります。その際質問を留保した点がありますので、前会に引続きまして、若干お尋ね致しまして、その見解をただしておきたい、かように考へます。

まずその第一は、多治見地区の耐火粘土の件であります。この多治見地区の耐火粘土につきましては、前会質問いたしました際に、釜山局長は十分研究をするといふことでありましたが、その後どういふ結論を得られましたか承りたいと思ひます。この地方の耐火粘土は前にも申しましたごとく、耐火度も低くその価格も低廉でありまして、その用途もさほど重要なものではないのであります。かつまた零細な企業家が大部分を占めておるといふような事情でありまして、これに鉱業法あるいは釜山保安法を適用いたしまするときは、かえつて業者の負担が過重となり、その経営が困難となるおそれがありますので、耐火粘土は品質によりまして區別して、製鉄用副資材として用いられるような、耐火度が高い三十番以上のものは鉱物として、それ以下のものは鉱業法よりはずしまして、採石法の採石とする方が実情に合つておるようにならうと思ひますが、いかがなものでしょうか、お尋ねいたします。三十番以上と以下とを區別して取扱うといふことは、實際問題としてなかなか困難だ、こういう御意見もありませんが、それならば耐火粘土といふものは一体何番以上を言うのかと申します。學説では二十六番以上を耐火粘土としておりますが、二十六番以上と以下とをいかにして區別するか、その區別が困難だといふ点から行きますれば、三十番以上と三十番以下の問題も、また二十六番以上とそれ以下の問題も同様だと考へるのであります。が、お答えを願ひたいと思ひます。

○徳永説明員 ただいまお尋ねになりました耐火粘土の範圍を三十番以上に限定したかどうかといふ問題でございまして、この問題の起りとして出ております多治見地区の特殊の事情といふことは、私も十分承知いたしておるわけでございまして、それを法案でどういふ調節をはかるかといふ点に問題の所在があるわけでございまして、いろいろ検討いたしました。法案においてぜひ調節をはからなければならぬといふことに相なりました。場合には、ただいま御提案のありましたような三十番以上と未満のものとで線を引き、これが法律技術的な、また實際問題として一番弊害の少ない方ではないかといふふうに考へておるのであります。前に小委員会等でお話し申し上げたのですが、原案通り押しますことの現地に及ぼす影響というものも、私も御了解で相当行ける点もあるのじやないかと考へますけれども、しかし非常に特殊事情でございまして、その案も、国会側の十分尊重しろといふ御趣旨もございまして、そうなりますれば、法案におきまして何らかの妥協をはからなければならぬわけでございまして。その際の手段として、はかにい／＼／＼な手もございしますが、一番法体系その他に影響を

及ぼさなくて、また實際上の支障の起らない限度の案として、最も妥当な案ではなからうかと考えておるわけでございます。

○中村(幸)委員 次にお尋ねいたしますが、現行鉱業法の四十一條には、鉱区税を納めないときは、主務大臣は鉱業権を取消すことを得という規定がありますが、本改正案におきましては、鉱区税を納めないということが取消しの原因となつておらないのであります。その理由をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○徳永説明員 鉱区税を納めない人に對しては、鉱業権を取消すという制度これは目的はあくまで税の完納を確保するといふその便宜の手段として、鉱業法の中に従来入れられておつたものでございます。

(委員長退席、多武良委員長代理着席)

従ひましてその性質から考えますならば、あくまでも税体系、税法規の一部を鉱業法が分担しておつたといふところに相なつておるわけでございます。法の整理の意味から申しまして、税金の滞納の分をとることは、税の体系の方でしかるべき措置といふものもあるわけでございます。現行法でありますような、納めなかつたらしく取消すといふような行き方は、いわばいかに権力を容易に振りまわして行つておるといふような感じでもございすし、ほかの法令が税のことに触れることは体系上適當でないという趣旨と、それから国家権力の使い方が少し非民主的過ぎるといふような意味合いから、新法におきましては、それを削除いたしました。税の方の建前として

して、それ〴〵税法を主管してありますところでの完納のための督促その他の規定を定めていただくという趣旨において削除したわけでありす。

○中村(幸)委員 次に土地の使用、収用の目的についてお尋ねいたしますが、現行法はこの第五十六條第一項第五号に「其ノ他鉱業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設」とありまして、例示主義をとつておるのであります。改正法案におきましては、国民の財産権の保護といふような見地から目的を限定しまして、列挙主義をとつておるよう考へるのであります。そのことはまことにけつこうなことを思ふのであります。改正法案におきましては、鉱業上せむとも必要であるところの大切な施設などを落してはいないかといふことを心配するのであります。たとえば百四條の使用の目的であります。が、三号のところ探鉱のための必要な機械設備の設置、それから四号に重油、カーバイドなど重要資材の置場、それから六号に、保安設備、石油及びガスの輸送管といふものを追加する必要があるのではないかと。それから百五條の収用の場合におきましては、四号に保安施設を追加する必要があると思ふのであります。この点はどういふふうにお考えになりますか、ちよとお尋ねしたいと思ひます。

○徳永説明員 ただいま御指摘ございした鉱業実施のために必要な各種の目的が、提案申し上げてある法案の中に漏れておるのではないかと御趣旨でございす。たゞとせばその中の探鉱あるいは工事の掘探作業に必要な設備の設置等は新法案の中でも、解釈で入る意味で実はつくつておつたの

でございます。それからあるいは石油、ガス管等についても入るようなつもりでつくつておつたのであります。しかし代表的な鉱業の基本的な作業に該当します事項が明確に正確な字句で現わしてありませんといふことは、いささか不適当なきらいもございす。その点は字句におきまして修正することが適當ではあるまいかといふふうにお考えをわけでありす。

なおただいま御指摘ございました鉱業用資材の置場の問題とか、保安施設等の問題につきましては、実は原案そのものにはその点までは入る意思で立案されてはいなかつたわけでありす。しかし鉱業の実施のための基本的な作業の面でございますが、その点までは入れることにする十分な理由もあるのではないかと考えます。たゞ、ただいま御指摘ございましたような点につきましては、政府部内としても、原案をより明確にするとか、あるいは範圍を広げる点につきましても、所有権の尊重といふ点等も考え合せまして十分考慮いたしたいと思つておるわけでありす。

○中村(幸)委員 次にお尋ねいたしますことは、試掘権の探掘権の場合の処置のことでございます。試掘権の区域におきまして試掘の結果、鉱物の存在することが明らかとなりまして、かつその数量、品位が非常に優秀であるといふことで、探掘権の設定の出願をいたしました場合におきまして、この探掘出願の許可が決定する前に試掘権の存続期間が満了するといふことがあるのであります。この場合におきまして、探掘権の設定の出願が許可せらるるまでは、せつかくの事業も一時中止しな

ればならない、こういうおそれがあるものであります。そこでかような試掘権の探掘権の場合には、第二十條にもありますように、存続期間の延長の申請の場合にはやはり試掘権が存続するといふような規定があります。これと同様に探掘出願が拒否が決定するまで、または探掘権の設定の登録があるまでは、その試掘権は存続するものとみなす、こゝういふ規定を置く必要があると思ひますが、いかにお考えになりますか。

○徳永説明員 ただいまの点でございますが、十分に探鉱が行われておりますが、十分に探鉱が行われておりまして、その事実に基づきまして、探掘権がなされた場合には、その処置そのものに時間がかかるということも、実は予想されます。また試掘権の期限が切れます直前になつて、初めて探掘権が行われるということも、理論的にはないわけではありませぬが、まれなわけでございます。いつでも探掘権はなし得るといふことにもなつておりますので、業者側からの転願を、試掘権の存続期間がいづ来るかといふことも頭に置いて出してもらいますのとあわせて、政府側も一日も早くそれを処理するといふことで、事実上そのプランクがなくなつて、まことに仕事をなさる人の御迷惑になるようなことは、十分防げるじやないかと考えられるわけでありす。これを今お話のごとく探掘権の転願の拒否が決定するまでは試掘権をして存続するものとみなすといふような規定を入れますことは体系の問題になり、理論構成の問題になるわけでありす。実は試掘権の問題につきまして期限が切れましたとは、すぐ満了後におきましては出願

の優先順位においてこれを処理するといふような仕組みもとられておるわけでありす。またその優先主義をとられておることの建前から考えてみますと、探掘権の拒否が決定するまでといふことになりす。一つの行政処分時期がかかるということになりますので、いつ期限が切れたかわからな

いといふことになりまして、次の先願者を選ぶことが人為的なものによつて左右されるという、非常に好ましくない結果が出るのはなからうかとす。そういう理論的な不合理な点が予想されるわけでありす。それからさらにまたさういふ道を開いておきまして、法の関係といひましては悪い場合も考えなければいけないわけでありまして、至当とみなされるようなかつこ

うをとおきまして、若干でも延ばすといふことに利用され、あるいはそれが次の出願の順位に影響を持つ。そゝういふことのないようにといふことも、法律をきめます場合には考えなければいけませんので、ただいまのお尋ねの点は私どもとしてその方が非常によろしゅうございすとは簡単に言いかねるものと考えておるわけでありす。

○中村(幸)委員 ただいまの問題は政府の運用の面で試掘権の存続期間中に必ずやる。こゝういふようなお話ですが、試掘権の満了まぎわになつてよい鉱脈に当たつたといふので探掘権をしようした場合に、はたして政府の思う通りに存続期間中に探掘出願の処置ができるかどうか、これは非常に疑問だと思ひます。むしろそゝういふ例も相當あるのじやないかと思つておる次第であります。それに今の優先順位の体系を乱す

というお話であります。これも法律をもつて特例を認めればよいわけであり。それからまた悪用するということもなきようにあらうと思ひます。が、さればこそたまたま山局長からお話のあつたように、こういう出願に對してはできる限り早く処理するということによつて悪用するものも防ぎ得ると考えますので、なおこの点は十分御研究願ひたいと思ひます。

次に御尋ねたいことは、租鉄區の鐵害賠償の件であります。租鉄權はその存続期間は五年であります。しかも残餘などを掘採するために設定せられるのでありますから、勢いその經營方法も無責任になりがちであります。租鉄權者は資力等も薄弱な者が多いと思ひます。従つて租鉄權者の作業によつて発生した鐵害につきましても、租鉄權者と鐵業權者が常に連帶して責任を負ふということにいたしますれば、地元の住民も非常に安心すると思ひます。この点にかんがひてお尋ねになりますか、お尋ねいたします。

○德永説明員 原案は御承知のように租鉄權につきましても、租鉄權の存続期間中は租鉄權者の責任で、租鉄權がなくなりましても鐵業權者が連帶して責任を負ふという一種の構成をとつておるわけでございます。今御指摘がございましたことは、租鉄權のある間も鐵業權者に連帶させるということにして、被害者側の安心感を強化したかどうかという御趣旨だと思ひます。そういうことは鐵害賠償の責任が、より確かなるということでは明らかでございますが、しかしバランス

の問題として私も考えまして、鐵害の責任というものが鐵業においてたゞめにおる割合を考へてみました場合に、前に鐵害賠償の積立金の金額をどういう基準で定めたかという際に、数字的に御説明申し上げましたが、重ねて申し上げますと、石炭の最近の鐵害の割合といふものは、平均的にみましてトン当り三十六円四角の負担になつておるわけでありまして、特殊の地帯において、鐵害のはなはだしく多い場所におきましても、六、七十円程度といふことではございますが、その程度に相當する鐵害賠償の支拂ひを、現に鐵業を行つておる人は、石炭の例で考へますと、その生産物が最近のあれで申しますれば、トン当り三千円見當はいたしておるかと思ひます。従つて、トン当り三千円程度の品物を出す仕事をしておる人が、三、四千円程度の鐵害賠償責任を拂ひ資力がないうふうに見るのとは、いささか不適当ではなからうかと思ひます。

また租鉄權をしておる人が、現に仕事をしておる人でございまして、その人は仕事をしておる限りにおいて責任を持つということですが、バランスとしても安当なところではないだらうかといふふうに考へまして、仕事をしておる間は、すなわち、租鉄權のあります間は、租鉄權者の責任に對するといふのが最も安当なところではなからうかといふように考へておるわけでございます。

○中村(幸)委員 今お話のようにトン当り三、四千円もする石炭に對して、鐵害賠償の額は平均三十六円だ、わずかなものだといふことではあります。が、しかし租鉄權者といふものは先ほ

ど申し上げましたように、資力も非常に薄弱な者も多いわけでありまして、それから石炭の値下りその他いろいろの事情によりまして、租鉄權者がむづな採掘方法をするともまゝあるわけでありまして、従つてそういう租鉄區に起きました鐵害等につきましては、これを連帶して責任を持つということにすれば、非常に地元の者も安心するわけでありまして、この点はそう額が大きいものでなければ、鐵業權者といへどもそうむづかしいことでもあらうと思ひます。さらに鐵業權者が一應鐵害賠償をしたとすれば、租鉄權者に對して、その求償權も行い得るわけでありまして、これは、私はすべからず連帶して賠償責任を持つべきではないか、かように考へるわけでありまして、この点についてもなお御研究願ひたいと思ひます。

○德永説明員 鐵業法の中に鐵害賠償についての賠償責任が特に掲げてありますのは、申すまでもございませぬが、これは一種の司法的な損害賠償の責任義務の問題であります。基本法としての民法の不法行為の規定が司法事件全体をカバーしておるわけでございます。ただ鐵業につきましては、民法の一般規定によりましては、民法の無過失の責任といふものは加害者に追究できない。故意または重大な過失といふ制限があるわけでございますから、それによりまして被害者に何らか

の權利を與えないといふことは不穩當であらうといふことから、日本の法令として唯一と申しますが、法体系の上からいへば非常に進歩的な規定として、鐵業權者に義務を負わした規定に相なつておるわけでありまして、これは地面におきまして鐵業がその公共性から見まして、おる種の保護を受けておりますのと總合的に考へられたものと思ひます。

探石業は事業の形態は鐵業と若干相似たところもあるわけでありまして、たとその權利の性質その他から考へまして、本質的に鐵業につきましては、わが國の持つておる特權を鐵業をやりたい人に、鐵區の支配權を與えるといふような特殊の建前のものに相なつておるわけでありまして、探石業はそういう建前のもとにできておるわけではございませぬ、非常に平たく申しまして、探石法に鐵業法と同じような無過失賠償責任を負ふといふような特別の規定を設けるといふことになりまして、たとえより重大な司法上の賠償問題を起します製鉄事業とか、あるいは化学工業といふようなもののバランスから考へまして、非常におかし

と思ひます。探石業に鐵業法のような特殊の責任を課するといふことなら、もとと先に課せられるものがある。常識的に申しますればそういう關係に相なるかと思ひます。その他、その他一般はすべて民法の規定によりまして律せられて、平穩に処置されておることでありまして、それによつて探石から起りますところの損害も、司法事件として適當に、合理的に処置されるものといふ判断のもとに、それ以上の特殊の規定を設けなかつた次第であります。

○中村(幸)委員 次に鐵業權設定の出願がありました場合には、二十四條に、通産局長は関係都道府県知事と協議しなければならぬ、こういう規定があります。が、探石權の設定の許可の申請があつた場合には、探石法案にはかような協議に関する規定がありませんので、その理由をお尋ねいたします。

○德永説明員 探石法におきまして、探石權の設定と一口に申しますと、鐵業權設定と似たような印象を持たせるわけでございますが、しかし法の体系は、探石は、土地所有者との話し合いで原則として仕事が行われるという建前のものではないと思ひます。やむを得ない特殊な公共的の必要がありました場合に、初めて、たゞいま御指摘にございましたように、探石權の強制設定といふような事態に相なるわけではございませぬ。しかもその運用につきましては、土地所有權の尊重といふことに大きなウェイトを置かしまして、土地所有者の意思にかかわらず設定するといふ場合でございまして、半面においてそれを強制設定することの公共的の必要性といふものは、より大きな公共的の利益があるといふ場合に限定されるべきものであるわけでございますが、この提案されております法案は、そういう考へのもとに、しかもその所有權の尊重といふものを大きく見て參るといふような趣旨から、その強制設定を自己を、探石法を主管しておる通産省では処置できないような仕組みに相なつておるわけでございます。すなわち案によりましては、強制設定をいたします場合には、土地調整委員會の承認を得

は、御質問の御趣旨まったく同感でございます。ことに炭鉱地近くに住い
ておりました者にとりましては、より
多くその必要を痛感するのであります。
つきましては、石炭鉱害地の現状
復旧については、国家において相当の
財政支出を行つて、被害地の復旧をは
かるべきものと考えるのであります。
ただ単に業者に負担をかけることは、
あまりに大きいかと存じます。ただこ
の問題につきましては、財政上の問題
もあり、関係方面との打合せもする必
要がございしますので、時期その他諸般
の事情を考えまして、何らか別途の特
別法を制定実施することの必要ありと
考えるのであります。これにつきまし
ては慎重研究をいたさせるつもりでご
ざいます。

○中村(幸)委員　ただいまの通産大臣
の御答弁でたいへん満足いたしました。
定めし北九州方面の被害者におい
ても満足することと考えます。どうか
ひとつ大臣におかれましては、早急に
この問題を慎重に取上げられまして、
特別立法なり、あるいは予算的措置を
講ぜられるよう特に希望いたしまし
て、私の質問を終りたいと思ひます。

○小金委員長　明日は午後一時より本
委員会を開きまして、鉱業法案及び採
石業法案の質問を続行いたします。な
おそのあとで、化学肥料の値段及び輸
出等について質問を政府にいたしたい
ということを理事会で先ほど決定いた
しました。それだけお含みおきを願ひ
します。

本日はこの程度にて散会いたしま
す。

午後四時二十六分散会

昭和二十五年十二月四日印刷

昭和二十五年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所